

第 25 回環境社会配慮諮問委員会 議事録

開催概要

日 時:2023 年 8 月 28 日(月) 15 時 00 分～17 時 10 分

形 式:ハイブリッド形式(リアル会場:ジェトロ本部 5 階展示場)

議事次第:

1. 挨拶 理事 曾根 一朗

2. 議題

(1)テーマ:「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン改定 WG 総括」

報告者:ガイドライン改定 WG 座長 村山 武彦 委員

(2)テーマ:「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン改定案概要」

報告者:ジェトロ総務部 環境社会配慮審査役 内場 茂之

(3)意見交換

3. 出席者

(委員)

原科 幸彦 千葉商科大学学長 (東京工業大学名誉教授):委員長

村山 武彦 東京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系教授

柳 憲一郎 明治大学名誉教授、研究・知財戦略機構研究推進員

源氏田 尚子 公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)フェロー

田辺 有輝 特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター理事

高梨 寿 一般社団法人 海外コンサルタンツ協会 前専務理事

宮崎 章 一般社団法人 産業環境管理協会 参与

(ジェトロ)

曾根 一朗 理事

木村 洋一 総務部長

藤井 麻理 総務課長

三根 伸太郎 総括審議役

粕谷 修司 企画部主幹

石原 賢一 海外ビジネスサポートセンター 次長

山田 美和 アジア経済研究所新領域研究センター長

内場 茂之 総務部主幹/環境社会配慮審査役

作本 直行 環境社会配慮専門家

議事内容

1. 挨拶 理事 曾根 一朗

- ・ジェトロ理事の曾根です。本日はご多忙のところご出席いただき御礼申し上げます。
- ・今月より役員の担当が一部変更となり、仲條の後任として総務担当となった。本委員会には初めて出席させていただいている。本日は以前より決まっていた宮崎県への出張中のため、リアルでの出席が叶わず、ジェトロ宮崎事務所よりオンラインで参加している。何卒ご容赦いただけたら幸い。

- ・昨年12月に開催した諮問委員会においてジェトロ環境社会配慮ガイドライン改定WGの設置が決まり、それ以降、今年7月までに合計9回WGを開催いただき、ガイドライン改定案を検討いただいたと伺っている。
- ・まず、WG座長の村山委員はじめ、柳委員、高梨委員、田辺委員、源氏田委員の5名のWGのメンバーの皆様には、ご多忙のところ、WGにおける改定案の検討にあたり、ご協力をいただき御礼申し上げます。
- ・本日は、WGにおいて環境社会配慮ガイドラインの改定案ができたので、改定案を委員の皆様にお示しし、ご議論をいただきたく、このタイミングで委員会を開催することとさせていただいた。
- ・今回のガイドライン改定案の検討にあたり、昨年、委員の皆様より頂いたご意見を踏まえ検討いただいた。今回の改定案の主なポイントは、4つほどある。
- ・1つ目は、現在の環境社会配慮を巡る新たな動向をガイドラインに盛り込んでいる。現行のガイドラインは2014年7月の開始から9年以上が経過し、外部環境は大きく変化している。そのため、SDGs、気候変動、生物多様性、ビジネスと人権、ESG投資など最新のテーマを含め、環境社会配慮の動向をアップデートした。
- ・2つ目は、ジェトロの事業が変化していることから、現在のジェトロ事業の環境への影響をWGで確認いただいた。その上で、環境レビューの実施対象事業を洗い出し、環境レビューを実施するための実施方法、手続きについて、ジェトロ事業の特性を踏まえ、新たに定めている。
- ・3つ目は、諮問委員会への報告は、環境レビューを実施する事業だけでなく、ジェトロが実施する環境関連事業及び取組全般についても報告し、諮問委員の皆様からご意見いただくと共に、情報発信にも努めていくことを考えている。
- ・4つ目は、環境社会配慮ガイドラインとジェトロ中期計画の整合性を図っている。2023年4月より開始した第6期中期計画において、「ジェトロは環境と社会に配慮した組織運営を適切に行い、公的機関としての社会的責任を果たす」と明記している。この内容について、環境社会配慮ガイドラインでも確認させていただいている。
- ・本日の委員会では、いま申し上げたポイントを含め、事務局より改訂案の概要について詳細の説明をさせていただく。委員の皆様より忌憚のないご意見をいただけましたら幸い。
- ・ジェトロとしては、出来る限り、早めに新ガイドラインを開始できるよう努める。本日もどうぞ宜しくお願いする。

2. 議題

(1)テーマ:「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン改定WG総括」

報告者:ガイドライン改定WG座長 村山 武彦 委員

- ・WGでどういった議論をしてきたかについて、概要をご説明させていただく。WGメンバーについては、私を含めて5名の委員で構成をしている。7ヶ月の間に合計9回開催し議論を続けてきて、本日の案を用意させていただいた。詳細の説明は、内場環境社会配慮審査役より説明があるので対照表を使って説明させていただきたい。
- ・具体的な改定案の説明に入る前に、昨年の諮問委員会でもあったが、ジェトロが現在進めておられる事業の内容について、詳しく説明していただいた。具体的には、海外インフラ展開支援事業、

海外サプライチェーン多元化支援事業。具体的にどのように進めておられるのか、内容についてお話を伺った。

- その上で、ガイドラインにそれらの内容をどのように反映するかという形で議論が進んでいったと思う。基本的に、大きな構成については特に変更はなく、全体では3部構成と言うことになっている。

第Ⅰ部 基本的事項

- 前回の改定が2014年とほぼ10年前のことですので、この間の状況をできるだけ取り入れるということで、SDGs、パリ協定、生物多様性では昆明モンリオール目標もできており、さらには諮問委員会でも山田アジア経済研究所新領域研究センター長からお話しいただいたように、ビジネスと人権について動きが出てきているため、そういった内容についてできるだけ盛り込むと言う形で議論が進んだ。これについては、第Ⅰ部の中で反映ができていると思う。
- さらには中期計画の記載内容についても引用すると言うことが次の項目で出てきている。
- 3番目としては、諮問委員会の名称について、第Ⅱ部、第Ⅲ部にも関わるが、諮問委員会という形で環境社会配慮に関する活動について諮問を受け答申をするという形でこれまで進んできたが、かなり早い段階からアドバイスをする機能も盛り込んでどうかということで、今回の原案では助言委員会の名称を変更すると言う事も加えている。
- これらが第Ⅰ部の主な改定点ということになる。

第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

- 貿易投資促進事業の具体的な内容について、どのような配慮をするかということであるが、大きなポイントとしては、カテゴリ分けして、各分類に応じた配慮を行うということになっている。WGの中でも当初からこういったコンセプトが出てきて、カテゴリ分類できないか議論した。また、どのように分類するかの議論はそれなりに時間がかかった。最終的には資料にある形にまとまった。
- 環境社会影響の程度に応じた分類ということになっているが、一時は事業のタイプに応じて分類してもいいのではとの議論もあった。事業のタイプの中でも、影響がありそうなものもあれば、そうでないものもあるため、基本的には影響の負荷の程度に応じてカテゴリ分類することになっている。各カテゴリに応じて助言を行うことが第Ⅱ部で大きく変更になった点である。

第Ⅲ部 個別事業に対する環境社会配慮の実施方法

- 第Ⅲ部について内容に大きく変更が生じており、2014年の時点では第Ⅲ部は特定の事業を対象にするということになっていた。経済産業省から受託している案件形成調査が第Ⅲ部の対象になっていた。これ以外の事業は第Ⅲ部の対象外であり、これまで第Ⅲ部が適用されたことはない。
- 本委員会の機能の役割をより充実させるということで、案件形成調査事業以外にガイドラインを適用しようとした場合に、どういう形があるかということが議論の対象になった。具体的には第Ⅱ部に出てくるカテゴリA及びBの事業に対して、どういう形で助言諮問委員会、それからジェトロが関わるかということになる。
- 対照表にあるように、基本的には事業の開始前、それから事業の実施の後の2回助言を行う形になっている。これまでは報告書が出来上がった段階で、それをベースに議論するというになっていたが、少し早い段階、つまり事業が未だ始まっていない段階からアドバイスを行い、環境社会

配慮を充実させるという形を考えたということになる。

- ・助言の対象は、カテゴリAは諮問委員会がアドバイスを行う。カテゴリBはジェトロの審査役が中心になって助言を行うという形になっている。これが第Ⅲ部の改定点ということになっている。

別紙

- ・別紙1は、IFCのパフォーマンス基準をベースにして整理をし直したというところが大きな点と思う。国連ビジネスと人権に関する指導原則についても追加した。
- ・別紙2は、カテゴリA及びBの対象事業について、事業の申請段階における記述要領を整理した。
- ・別紙3は、スクリーニング様式で、2014年の改定時点ではなかったものである。カテゴリ分類するとなると、詳細な情報が必要ではないかということで、JICAさん、JBICさんのスクリーニング様式も参考にして新たに作成をした。
- ・別紙4は、事業報告書における記述要領ということで、カテゴリA及びBに分類された事業を対象とした事業報告書における記述要領を整理した。
- ・以上が新旧対照表でまとめているものということになる。
- ・加えて、ガイドラインには反映されていないが、WGで議論になったポイントについて3点ご紹介をさせていただく。
- ・1点目は、事業タイプごとの対応については、冒頭申し上げたように、ジェトロは種々の事業を実施しているが、具体的にどの事業がどの分類に対応するかについては、ガイドラインには反映されていない。この点については今後の議論ということになると思う。
- ・2点目は、1点目と関連するが、ガイドラインの運用については、具体的な記載はない。そういう意味で、実務的な実施要領を今後作成する必要があるのではないかとということもWGでは議論があった。
- ・3点目は、ガイドラインの運用体制について、これは助言委員会も含めてであるが、運用体制についても議論があった。具体的には、ジェトロの中で、もう少し充実した体制を組んでいただく必要があるのではないかとということが議論になってきている。これはガイドラインの中というよりは、今後の議論の中で出てくるものかなということで、ガイドラインの中には含めていない。
- ・以上、私の方からWGの総括ということで概要を紹介させていただく。

(2) テーマ:「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン改定案概要」

報告者:ジェトロ総務部 環境社会配慮審査役 内場 茂之

- ・冒頭、曾根理事から申し上げたとおり、昨年12月にWGを設置してから、今年の7月までに合計9回WGを開催いただいた。座長の村山委員はじめ、高梨委員、柳委員、田辺委員、源氏田委員にはご多忙のところ改定案の策定にご協力いただき御礼申し上げる。
- ・WGでは、昨年12月の第24回諮問委員会で事務局より説明した5つの検討課題を中心にご検討いただいた。5つの検討課題は、
 - 1) 現在ジェトロが実施する事業の環境への影響について確認する必要がある
 - 2) ジェトロの取り組みについてエビデンスを用いて情報発信する必要がある
 - 3) ジェトロ事業について第6期中期計画の内容と整合性をとる必要がある
 - 4) 環境社会配慮を巡る新たな動向を盛り込む必要がある

5)「第Ⅲ部 案件形成調査事業における環境社会配慮」は残しておく必要がある

- ・現行のガイドラインは2014年7月に開始しており、9年以上が経過している。そのため、現行のガイドラインが策定されてから、世界の環境社会配慮を巡る動向は大きく変化しており、環境社会配慮の最新動向に関する修正内容について多くの意見をいただいた。
- ・現在のジェトロ事業についてご説明し、環境への影響について確認いただいたところ、一部の事業では環境への負荷が生じる可能性があり、環境レビューの必要性があるとの結論に至ったため、ジェトロ事業全体をカテゴリ分類し、各分類に応じた環境社会配慮を実施するよう検討を進めた。
- ・その結果、環境に負荷が生じる可能性がある事業は環境レビューを実施し、また、ジェトロ事業において幅広く環境社会配慮を推進するため、ジェトロの環境関連事業及び取組全般についても諮問委員会に報告することになった。
- ・そのため、カテゴリ分類の方法と各分類における取り組み、環境レビューの実施方法、手続きなど、現在のジェトロ事業に即した形で検討し、結果的にガイドラインを大幅に改定することとなり、ガイドライン改定案の策定が当初の予定より遅れましたこと事務局よりお詫び申し上げます。
- ・これからガイドラインの改定案について説明させていただくが、委員の皆様は現行のガイドラインについて内容をよくご存じかと思う。WGにおいて、修正箇所を最初から順番に説明した方が良いとのアドバイスをいただいたので、本日お配りしている資料の中で、修正履歴のあるバージョンを使って、修正箇所を最初から順番に説明させていただく。
- ・修正箇所が多いため、ガイドライン改訂ポイントの新旧対照表もお配りしている。適宜、両方の資料を見比べながら聞いていただければと思う。
- ・WGの議事録は委員の皆様にも共有したが、WGでの具体的な議論が分かるよう、可能な限り補足しながら説明したい。
- ・まず、目次をご覧いただきたい。ガイドラインの全体構成については、現行と同様に3部構成となっている。
- ・第Ⅰ部は現行のガイドラインと同様に、「基本的事項」として、環境社会配慮を巡る最新動向、ジェトロの環境社会配慮の取組方針などを記載している。
- ・第Ⅱ部と第Ⅲ部については、昨年12月の諮問委員会では、案件形成調査は現在実施していないため、第Ⅲ部は汎用性があるよう改定しそのまま残しておくとの議論があったが、WGにおいて、一部の事業において環境レビューを実施する必要性があるとの結論に至った。
- ・そのため第Ⅱ部はジェトロ事業全体をカテゴリ分類し、各カテゴリに応じた環境社会配慮の取組について定め、第Ⅲ部は環境レビューを実施する際の具体的な手続きを記載している。関連資料は、別紙として添付している。
- ・別紙1は、「貿易・投資促進事業において想定し得る環境と人権へのリスク判断に参考となる国際条約・協定、ガイドライン」。リスクについては、IFCパフォーマンス・スタンダードを踏まえ整理し、ガイドラインについては、新たに「人権」を追加して見直した。
- ・別紙2、3、4については、環境レビューの実施手続きに関するもの。事業の申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領は別紙2、スクリーニング様式は別紙3、事業報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領を別紙4としている。
- ・全体は3部構成で、関連資料を別紙として添付しており、全体構成は現行のガイドラインを踏まえている。

第 I 部 基本的事項

1. 基本理念

- ・現在の環境社会配慮の最新動向をまとめ、現状認識としまして、気候変動、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、森林破壊、生物多様性減少など最近の環境問題は一国だけでは解決できない地球規模の問題が深刻化しており、環境社会配慮の必要性は高まるとともに、地球環境の保全と持続可能な発展のための国際協力の重要性が認識されている。
- ・2015年には持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標の達成に向けて、世界の、社会の、あらゆる層が問題の解決に参加し、地球の未来に貢献することが求められており、官民で多様な取り組みが進展している。
- ・SDGsを盛り込むことについては、本ガイドライン改定する当初の目的であり、昨年改定について意見いただいた際にも、田辺委員、高梨委員、松本委員、柳委員、源氏田委員からその必要性を指摘いただきお加筆している。加筆した文案は、一部源氏田委員の修正案を踏まえている。
- ・気候変動については、1ページから2ページをご覧ください、2015年に国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で「パリ協定」が採択され、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前より2℃高い水準を十分に下回るように抑えるとともに、1.5℃高い水準までに制限するべく、国際社会が脱炭素社会への移行に向けた努力を行っている。我が国も「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」や「2050年カーボンニュートラル」宣言等に基づき脱炭素社会を目指している。
- ・気候変動を盛り込むことについては、源氏田委員より意見いただき、また、源氏田委員からいただいた修正案を踏まえている。
- ・生物多様性については、2022年には国連生物多様性条約締約国会議(COP15)で、新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」、「昆明・モンリオール2030年目標」が採択され、自然の損失を止めてプラスに転じる「ネイチャーポジティブ」の達成を目指し23の目標が策定されている。我が国では2023年に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定され、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略が示されている。
- ・生物多様性については、原科委員長、源氏田委員から意見いただき、事務局で文案作成した。源氏田委員より、気候変動と生物多様性は現在の環境の2大テーマとのアドバイスがあり、また原科委員長から昨年12月の諮問委員会で言及があったが、1992年の国連環境開発会議(地球サミット)において気候変動枠組条約、生物多様性条約が合意されたためそれらを最初に記載している。
- ・「ビジネスと人権」については、経済活動が環境や社会、人権に与える影響への懸念も高まり、2011年には国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認されている。国連の指導原則には、国家の人権保護義務とならび企業の人権尊重責任が明記されており、この指導原則に連動する形で、OECD多国籍企業ガイドライン及びILO多国籍企業宣言が改定された。持続可能な開発目標(SDGs)はすべての人々の人権の向上を基礎としており、ビジネスと人権に関する意識は高まるとともに、経済活動における人権尊重を促進する政策として、世界的に企業に対してサプライチェーンも含めた人権尊重を求める法制を導入する動きが広がっている。日本では2020年に政府により「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)が策定され、国家の人権保護義務として、2022年には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定され、企業による人権尊重を促進するための取組が進められている。

- ・ビジネスと人権については高梨委員、松本委員から意見いただいております、第24回の諮問委員会では山田美和・アジア経済研究センター新領域研究センター長からも最新動向についてブリーフィングした。本文案についても、山田新領域研究センター長にドラフトいただいている。
- ・ESG投資については、企業の社会的責任(CSR)がISOに組み入れられ、ESG(環境・社会・ガバナンス)に基づく企業経営が求められるようになっている。2006年に国連が提唱した「責任投資原則」にESG投資の課題を組み込むことが示されたことなどによりESG投資は拡大している。また、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)により財務に影響のある気候変動及び自然関連情報の開示が推奨されるなどESGに関連した情報開示の動きも広まっている。さらに輸出信用機関や民間金融機関等においても、国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準や民間銀行の赤道原則が国際ルールとして定着するとともに、その適用範囲は気候変動や人権尊重などにも拡大している。
- ・ESG投資、国連の責任投資原則、TCFD、TNFDについては、前回の諮問委員会で原科委員長よりそれぞれの重要性をご指摘いただきましたので、村山委員と事務局で文案作成した。
- ・このように世界の環境社会配慮を巡る状況が大きく変化する中で、自由で公正な通商ルールに基づく貿易を推進する我が国の通商政策に沿って、貿易投資振興を通じた世界とのつながりを強化し、その活力を積極的に取り込み我が国の成長力の強化並びに国民生活の質の向上に寄与するとともに、我が国と世界の持続可能な発展に貢献していくことは、公的機関としてのジェトロの責務と考えている。
- ・ジェトロは、2023年4月から開始した第6期中期計画において、「自ら制定した環境社会配慮ガイドラインの基本理念に則り、ガイドラインに定められた具体的な責務と手続きに基づき、環境と社会に配慮した業務運営を適切に行い、公的機関としての社会的責任を果たす」と明記しており、環境及び社会に配慮した業務運営を推進する。
- ・この部分は、中期計画との整合性を図っているが、柳委員からの意見を踏まえたもの。これらの文案は、2023年4月に開始しましたジェトロ第6期中期計画より引用している。

2. 本ガイドラインの目的

- ・ジェトロがその事業を通じて、我が国と世界の持続可能な発展に貢献するため、対外的な透明性を保ちつつ、果たすべき環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向性を示すことを目的としている。
- ・このため、本ガイドライン第Ⅰ部は基本的事項、第Ⅱ部はジェトロの貿易・投資促進事業における環境社会配慮、第Ⅲ部は個別事業に対する環境社会配慮の実施方法について、それぞれ定めている。

3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲

- ・現行の内容に、気候変動、生物多様性、新型コロナウイルス等の感染症、労働環境(労働安全を含む)などを新たに加筆している。
- ・新型コロナについては宮崎委員より意見いただき、その他は源氏田委員から意見いただいたが、それらを踏まえて修正している。

4. 社会環境と人権への配慮

- ・後半部分については、「ビジネスと人権」の重要性が高まっていますので今回新たに追加した。ジェトロは、事業の実施にあたり、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権デューデリジエンスを推進するとともに、日本政府が策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）に従い、指導原則に基づく「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた取組を推進する。この際、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障がい者、難民・国内避難民、マイノリティ等の社会的に弱い立場にある者の人権について特に配慮する必要があると考える。
- ・この部分についても、山田新領域研究センター長にドラフトいただいた。

5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保

- ・外部有識者による委員会を引き続き設置するが、WGにおいて村山委員を中心に皆さんより提案をいただき、委員会の名称を従来の「諮問委員会」から「助言委員会」に変更することを考えている。
- ・この理由は、第Ⅱ部、第Ⅲ部の説明と関連するが、従来は、環境レビューで助言いただくタイミングは事業の実施後となっていた。今後は、採択後、事業実施前の段階から助言いただくことにより、企業の海外ビジネスのリスク低減を図るなど企業支援の取り組みを強めていただくことを考えている。
- ・WGにおいて、高梨委員より、環境社会配慮に取り組まないことは海外ビジネスにおいてはリスクとなるため、助言によって企業のビジネスリスク低減を図っていく必要があるとのアドバイがあった。
- ・このような議論を踏まえ、ジェトロの企業支援の活動の一環として助言いただく役割を強化していくため、委員会の名称変更のご提案をいただいた。
- ・一方、原科委員長からご指摘あったが、名称は変わるが、委員会には従来通り、ジェトロの環境社会配慮の取組についてご指摘をいただく役割は、従来と変更はない。

7. 用語の定義

(2) ビジネスと人権

- ・高梨委員からその取組を推進していく上でも、定義を加筆しておいた方が良いとの提案があった。国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、一般的な定義について、山田新領域研究センター長にドラフトいただいた。

(3) 中期計画

- ・柳委員の意見を踏まえ、ジェトロ中期計画との整合性を図ったため用語の定義を追加した。独立行政法人通則法の規定により、経済産業省が定めるジェトロの中期目標に基づいて、ジェトロが計画的に業務遂行するために策定する計画のこと。
- ・その他の用語の修正は、微修正のため説明は省略する。

第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

- ・第Ⅱ部は、ジェトロ事業においてどのように環境社会配慮を実施していくのか、その取組方法について定めている。

1. 基本的な考え方

- (1) 環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上

- ・前半のパラグラフを追加した。
- ・企業が持続的に発展するためには、その活動が社会へ与える影響を考え、ステークホルダーとの関係を重視しながら企業の社会的責任(CSR)への取組を果たすことが必要不可欠であり、さらに2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SGDs)」の達成に向けて、企業も積極的に自らの活動を変革していくことが求められている。
- ・公的部門に属しつつも、その事業の性格から民間企業と日常的な接触を持つジェトロの役割は、事業主体として実施する貿易・投資促進事業の環境社会への影響に適切に配慮することにより組織としての社会的価値を高めるとともに、民間企業による環境社会配慮、さらにはCSR活動、SDGsへの貢献などを支援することで持続可能な発展に寄与することである。
- ・この部分については、高梨委員より、CSR、SDGsとのジェトロの関係について意見いただいた。また、原科委員長より、昨年12月の諮問委員会でCSRとSDGsの関係について解説があったため、その内容も踏まえ、また源氏田委員より頂いた文案を踏まえ事務局が作成した。

2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮

(1) 実施方針

- ・ジェトロは、その貿易・投資促進事業の多様な業務を実施する過程で、事業主体として、環境や社会に対し種々の影響を及ぼす可能性がある。ジェトロは、このような貿易・投資促進事業の遂行上、生じ得る環境社会影響を検討し、関連する各国の法令(慣習法や慣習的権利を含む)や国際規範(国際条約・協定、ガイドライン等)などを踏まえながら、その事業を企画、実施する。ジェトロが実施する貿易・投資促進事業において、想定し得る環境や人権へのリスクの判断の参考となる国際条約・協定、ガイドラインなどについては別紙1のとおりである。別紙1の内容は追って説明する。

(2) カテゴリ分類

- ・WGにおいて時間をかけて検討いただいた。
- ・現在のジェトロ事業の環境への影響について確認いただいたところ、一部の事業は環境に負荷が生じる可能性があるため、村山委員、高梨委員、柳委員より、環境レビューを実施する必要があるとの指摘があった。また村山委員より環境社会配慮はジェトロ事業全体を対象にすべき、原科委員長より簡易アセスメントを実施すべきとの意見もあった。
- ・このような指摘、意見を踏まえ、また、JICAさん、JBICさんのガイドラインも参考にしながら検討いただいた。
- ・ジェトロは、事業主体として実施する貿易・投資促進事業について、その環境社会への影響の程度に応じて3種類にカテゴリ分類し、各分類に定められた環境社会配慮への取組を行うこととしている。

1) カテゴリA

- ・環境や社会への望ましくない影響のある可能性を持つような事業。また影響が複雑、また先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きく影響が不可逆である場合。
- ・対象事業：
ジェトロが案件の具体化支援(実行可能性検証を含む)を目的として、企業の活動経費を直接補助する事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境への負荷が大きいと考えられるもの。
- ・取組：

事業を実施する過程において、本ガイドライン第Ⅲ部1.(2)基本方針に定められた環境社会配慮を実施する。第Ⅲ部で説明するが、カテゴリAに分類された事業の実施主体は、助言委員会の助言を踏まえ環境社会配慮を実施いただくこととしている。

2) カテゴリB

・環境や社会への影響がカテゴリAの事業に比して小さいと考えられる事業。一般的にはサイトそのものにしか及ばず、不可逆的な影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられるもの。

・対象事業:

ジェトロが案件の具体化支援(実証可能性検証を含む)を目的として、企業の活動経費を直接補助する事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境への負荷がカテゴリAの事業に比して小さいもの。

・取組:

事業を実施する過程において、本ガイドライン第Ⅲ部1.(2)基本方針に定められた環境社会配慮を実施する。第Ⅲ部で説明するが、カテゴリBに分類された事業の実施主体は、ジェトロの助言を踏まえ環境社会配慮を実施いただくこととしている。

3) カテゴリCは、環境や社会への望ましくない影響が最小限、あるいはほとんどないと考えられるもの。

・対象事業:

ジェトロの貿易・投資促進事業の中で、カテゴリA及びBに属さない環境関連事業・取組全般。

・対応:

助言委員会に事業・取組概要及び実績等について報告する。

・カテゴリ分類の方法:

助言委員会委員長により指名された助言委員会委員で構成される分科会の意見を踏まえ、カテゴリ分類する。この実施方法は、カテゴリ分類について、委員の皆様の意見を踏まえながら環境社会配慮の取組を推進したいと考えたため、WGにおいて事務局より提案した。

3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援

・ジェトロは、環境社会配慮に係る情報、すなわち各国の法令、国際規範(国際条約・協定、ガイドライン等)、そして各種の実践事例等に関する情報を収集・蓄積し、この情報をその業務を通じて我が国企業に提供し、我が国企業のCSR活動、SDGsへの貢献、環境社会配慮を支援する。また、この情報を活用し、海外企業・民間団体、公的機関の環境社会配慮の支援、CSR活動、SDGsへの貢献の支援にも努める。

・さらに、内外の企業から企業進出に関する相談を受けた場合には、法務・労務・税制等の進出先における経営面での制度情報やビジネス関連情報の提供に留まらず、地域の企業市民として受け入れられるよう、環境社会配慮の視点からの助言も行っている。

・この部分は、原科委員長、田辺委員、松本委員から、ジェトロ実が施主体として実施する事業における環境社会配慮とは別に、企業の環境社会配慮へのジェトロの支援を分けて記載した方が良いとの意見を踏まえたもの。

第Ⅲ部 個別事業に対する環境社会配慮の実施方法

・次は、第Ⅲ部「個別事業に対する環境社会配慮の実施方法」について説明する。

1. 基本的な考え方

(1) 前提

・第Ⅱ部でカテゴリAもしくはBに分類されたジェトロ事業における環境社会配慮の手続きを定めている。

(2) 基本方針

・環境社会配慮の実施は、事業の予備的ないしは補足的な位置付けであり、企業が海外展開するにあたり予め把握しておくべき環境社会配慮調査項目を幅広く洗い出し、配慮する内容を助言することにより、企業のビジネスリスク低減など企業支援を目的として実施するもの。

企業のビジネスリスク低減など企業支援を目的として助言することについては、第Ⅰ部の委員会の名称変更のところで説明したが、WGにおいて村山委員、高梨委員よりいただいた意見を踏まえている。

1) 環境社会配慮の実施方法について、順番に説明する。

- ①「環境社会配慮ガイドライン遵守にかかる同意」について、ジェトロは事業の公募をする際に、事業の実施主体より本ガイドラインを遵守することについて同意を得る。
- ②「スクリーニング」について、ジェトロは本ガイドライン第Ⅱ部 2. (3)に定める「カテゴリ分類の方法」に基づきカテゴリ分類する。
- ③「事業計画に対する助言、調査・検討結果の確認」について、カテゴリAとBで対応が異なっている。

<カテゴリA>

ジェトロは、事業開始前に、実施主体より提出された事業概要(当該事業の申請書、別紙3のスクリーニング様式など)を助言委員会に共有し、環境社会配慮項目を幅広く洗い出し、配慮する内容について助言を求める。実施主体は事業の実施過程で助言内容も考慮して環境社会配慮事項について調査を実施し、その結果を報告書案に記述する。助言委員会は報告書案の内容を確認し、必要に応じて助言する。

<カテゴリB>

ジェトロは、事業開始前に、実施主体より提出された事業概要(当該事業の申請書、別紙3のスクリーニング様式など)に対して、環境社会配慮項目を幅広く洗い出し、配慮する内容について助言する。実施主体は事業の実施過程で助言内容も考慮して環境社会配慮事項について調査を実施し、その結果を報告書案に記述する。ジェトロは報告書案の内容を確認し、必要に応じて助言する。

- ④「情報公開」について、ジェトロは環境社会配慮の実施結果について、実施主体の了解が得られる範囲内で情報公開すると共に、助言委員会において報告する。

2) 事業の環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲

・本ガイドライン第Ⅰ部基本的事項の3.「環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」及び4.「社会環境と人権への配慮」に掲げたものとする。

3) 事業における配慮事項

① 事業計画の妥当性確認

実施主体は、事業戦略、経済・技術的な側面に加え、環境社会配慮の実施可能性を踏まえて本事業計画の妥当性を確認し、必要に応じて、事業の効果・影響、考え得る他の選択肢と

の比較を行う。

この項目については、源氏田委員から事業実施主体が事業の実施前に主体的に取り組んでいただく内容を含んでいるとの意見があり、実施時期は事業実施期間中に限定せず期間を設けないことにした。

②ステークホルダーからの情報収集等は、実施主体は、海外事業展開に伴い想定されるステークホルダーから環境社会配慮にかかる情報収集に努め、その結果を報告書に記述する。特に、事業予定地が明らかになっている、あるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、当該地域の環境社会配慮に詳しい企業、自治体・団体、個人などから情報収集するとともに、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述いただく。

(3) ジェトロが担う環境社会配慮上の責務は3つある。

①ジェトロ及び/又は助言委員会は、実施主体に対して環境社会配慮のリスク及び調査項目などについて助言するとともに、その内容が適切に調査・検討されているか確認した上で、必要に応じて追加調査や報告書の修正を実施主体に助言する。

②ジェトロは、各助言対象となる事業の実施中にステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を実施主体と共有した上で、必要に応じて適切に対応する。

③ジェトロは、環境社会配慮の実施状況を含む環境関連事業・取組全般について助言委員会に報告し、同事業・取組に関して専門的な立場から助言を求める。

2. 環境社会配慮の手続き

・事業実施前、事業実施段階、事業精査段階に分けて記載している。

(1) 事業実施前の段階

- 1) 担当部は、事業を公募する際、実施主体が本ガイドラインの内容を確認できるように配慮する。
- 2) 事業の実施主体は、本ガイドラインを遵守することに同意した上で、事業の所定の申請書及び別紙3「スクリーニング様式」をジェトロに提出する。申請書における環境社会配慮に関する項目の記述にあたっては、別紙2「申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」を参照いただく。
- 3) 担当部は、申請書及びスクリーニング様式の記述内容をチェックし、環境社会配慮に関する調査項目が適正か判断する。また、必要に応じ、海外事務所から情報収集を行う。
- 4) ジェトロ及び/又は助言委員会は、申請書に適切な環境社会配慮の調査項目が含まれているか、別紙2「申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認し、実施主体に助言する。
- 5) 環境社会配慮審査役は、担当部に対し、申請書に適切な環境社会配慮調査項目が含まれていることの確認に協力し、必要な助言を行う。

(2) 事業の実施段階

- 1) 環境社会配慮調査の具体的項目としては、まず①相手国の環境社会配慮に関連する諸制度の内容確認、②この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境等に関する情報の収集であり、別紙4「事業報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき個別調査案件毎に行う。そして、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と事業実施時点で想定される調査項目の幅広い洗い出しを

行う。

- 2) 実施主体は、必要に応じて、環境社会配慮を専門とする者を派遣し、現地調査を行う。
 - 3) 実施主体には、別紙4に基づき、ジェトロ及び/又は助言委員会より助言のあった内容を含め幅広い洗い出しを行った調査項目について調査・検討し、その結果を報告書に記述いただく。
 - 4) 実施主体には、事業予定地が明らかになっている、あるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述いただく。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。
 - 5) 実施主体には、調査の文献及び基礎データについては、出典及び入手経路を記述いただく。
 - 6) 担当部は、事業の実施過程において、別紙4に基づき、環境社会配慮調査項目が適切に調査・検討されているか確認する。
 - 7) 環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を行う。
- (3) 事業報告書の精査段階
- 1) 担当部は、提出された報告書の精査段階において、別紙4に基づき、当該案件に適切な環境社会配慮調査項目が調査・検討されたか確認する。
 - 2) ジェトロ及び/又は助言委員会は、別紙4に基づき、当該案件に適切な環境社会配慮調査項目が調査・検討されているか、また助言内容が適切に調査・検討されているか確認し、必要に応じて助言を行う。
- (4) 環境社会配慮にかかる情報公開は、
ジェトロは、環境社会配慮の取組をジェトロホームページに掲載する。

別紙1:「貿易・投資促進事業において想定し得る環境や人権へのリスク判断に参考となる国際条約・協定、ガイドライン」

- ・本資料については、田辺委員より、ジェトロ事業に想定し得るリスクについては、参考とする国際的基準があった方が良いとの意見があった。検討の過程で、源氏田委員よりジェトロは民間企業が支援対象であるため、IFCが民間企業に融資する際の環境社会配慮に関する基準であるIFCパフォーマンス・スタンダードが適切との意見をいただき、WGにおいて検討したところ同スタンダードを踏まえ整理をすることになった。
- ・整理した際に、想定されるリスクは、⑤気候変動、⑰先住民の権利、尊厳及び文化保護、⑱文化遺産の保護及び文化遺産による便益の公平な分配を追加した。
- ・参考となる、国際条約・協定、ガイドラインは、気候変動との関係でパリ条約を加筆し、京都議定書は削除しました。第1部との整合性から「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を追加し、本資料のタイトルも「環境」だけではなく「人権」も追加した。
- ・現行のガイドラインでは、ジェトロの事業ごとにリスクを特定していたが、ジェトロ事業全体が対象となるよう、個別のジェトロ事業別にリスクを特定する形式は見直した。

別紙2:「申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」

- ・現行のガイドラインでは、ガイドラインの対象となる具体的な事業名が記載されていたが、ジェトロ事業全体が対象となるよう、特定の事業名は記載しないこととした。
- ・申請書への記述内容は、実施主体の事業概要、環境社会配慮にかかる調査概要、環境改善効

果の3項目とした。

1. 事業概要

対象国、対象分野、事業戦略、提案技術・サービス、進出形態、事前の現地調査、事業化予定時期、現地パートナー、想定投資額・受注額などについて記載することとした。また、海外事業展開において新たに用地取得もしくは拡張の可能性がある場合には、用地の規模(面積)、雇用人数などについても可能な範囲内で記述いただく。

2. 環境社会配慮にかかる調査概要

- ・事業実施にあたり環境社会配慮にかかる必要な調査及び今回の調査におけるスコープ
- ・当該事業における環境社会配慮に関する既存調査がある場合はその内容
- ・事業の実施が環境社会影響に与える可能性の有無について記入いただく。影響を与える可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性がない場合は、事業の性格や実施内容に則した明確な理由を記述いただく。
- ・環境社会影響については、別紙3「スクリーニング様式」にも併せて回答いただく。

3. 環境改善効果

本事業を実施することにより環境改善効果(省エネ、省資源、自然環境保全、代替エネルギー等)が期待される場合には、その内容・理由等について記述いただく。

別紙3:「スクリーニング様式」

- ・この様式は、実施主体の事業への申請段階で、環境社会への影響について把握できるよう、JICAさん、JBICさんのスクリーニング様式を参考にして、WGで議論いただき、ジェトロ事業に即した形で新たに作成したもの。以下の内容を含めている。
- ・業実施にあたり、新たに用地取得もしくは拡張の可能性があるか、可能性がある場合には事業予定地、決まっていない場合には予定地域
- ・ステークホルダーとの協議の実施有無
- ・本事業は新規に開始するものか、既の実施している場合、既に行われている事業活動について、現地住民等より強い苦情や意見を受けたことがあるか
- ・事業実施にあたり、環境アセスメント(EIA、IEE等)は、制度上または事業実施の国内法上、必要とされるか、必要な場合、実施又は計画しているか、その必要とされる場合はその根拠、審査・承認を受けているか、許認可名など
- ・本事業の実施予定地又はその周辺に、項目4に示されている地域もしくは示されている要素が予定または想定されているか
- ・事業の実施過程で環境に望ましくない影響を及ぼすことが懸念されるか、など、申請書の記述内容を補足し、スクリーニングに必要な内容をまとめている。
- ・また、実施主体の申請段階の負担を軽減できるよう、想定される選択肢を記載している。

別紙4:「事業報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」

- ・別紙4についても、別紙2と同様、現行のガイドラインでは、対象となる具体的な事業名が記載されていたが、ジェトロ事業全体が対象となるよう、特定の事業名は記載しないこととした。
- ・事業報告書への記述内容は、実施主体の事業概要、環境社会的側面の検討、環境改善効果の3項目としている。

1. 事業概要

別紙2と同様。

2. 環境社会的側面の検討

- ・ジェトロ及び/又は助言委員会より助言のあった内容を含め、環境社会配慮にかかる調査結果
- ・事業予定地が明らかになっている、あるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果
- ・必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果
- ・事業の実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置、調査・検討した内容
- ・事業の実施に必要な相手国のEIA(環境アセスメント)等の内容

3. 環境改善効果

別紙2と同様。現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響などについて可能な範囲内で記述いただく。

今後のスケジュール

- ・ガイドラインの改定案について了解いただいたら、パブリックコメントを行う。期間は、前回2014年と同様に3週間を考えている。パブリックコメントが終われば、パブリックコメントの内容を踏まえ、ガイドラインの最終版を作成する。その後、再度、諮問委員会を開催し了解いただくよう進める。
- ・WGにおいて、一部の委員より、ガイドラインが円滑に運用できるよう実務の手順書を作成するよう提案いただいたため次回の諮問委員会までに事務局で作成する予定。
- ・諮問委員会でガイドラインの最終版について了解いただいた後、ジェトロ内で必要な手続きを経てガイドラインをスタートすることとなる。可能な限り早めに新ガイドラインがスタートできるよう努めたい。

3. 意見交換

(高梨委員)

- ・先ほど原科委員長から話があったとおり、諮問委員会は8カ月ぶりの開催である。WGの開催の途中で委員長を入れて意見交換したかったと思う。委員の間では、この改訂版ガイドラインが適正に運用されるのか非常に心配である。
- ・ガイドライン改定WGにおいて、各事業部の現在の事業についてヒアリングの機会があった。海外インフラ展開支援事業、サプライチェーン多元化支援事業は、環境への負荷が生じる可能性があるためカテゴリAもしくはBになりそうな案件であったので、ガイドラインを適用して環境への影響を検討しておくべきであったとの議論があった。
- ・また、現行のガイドラインでは諮問委員会を定期的で開催し、ジェトロ事業について報告することになっていると認識しているが、直近では2年以上開催されていない時期もあった。コロナの状況もあったと思うが、ジェトロの中で諮問委員会の開催について意見は出なかったのかということが率直な感想であり、ガイドラインが職員に十分共有されていなかったのではないかと感じた。
- ・ガイドラインでは環境社会配慮審査役の責任が重く方向性を握っている。必ずしも環境社会配慮に関する専門家ではない方が審査役となることもあり、ガイドラインを運用するためには環境社会

配慮審査役をサポートする体制が必要であると思う。JICAには審査部があり、申請ユニットを設けて、環境社会配慮審査役をサポートする体制がある。組織が設置されれば、組織内のコミュニケーションも良くなるように思う。

- ジェトロは非常に多くの事業を実施しているため、基本的に、環境社会配慮審査役が一人で事業全体を把握するのは難しいと思う。WGにおいて、ガイドラインを適用すべき事業があるのに、なぜ諮問委員会が開催されていない時期があったのかという事実関係について検証を提案した際、時間の関係でそのような議論はできないということであったため残念であった。そのため、このような状況を新しいガイドラインにどのように反映したらよいか十分に分かっていない部分はある。
- 今回のガイドラインは隅々まで確認できていないが、第Ⅲ部に事業報告書の確認手続きについて、ガイドライン改定案では「ジェトロ及び、又は助言委員会が確認する」との表現があり、ジェトロの誰を指しているのか明確になっていない箇所がある。兼務でもいいので新しいユニットを設置し、環境社会配慮の担当者が事業部と交流し、どのような事業が動いており、どの事業がガイドラインの対象になるのかなどを把握すれば、諮問委員会の開催時期の提案などに繋がるのではないかと。
- ガイドラインを運用するための実務書手順書を作成することになっているが、組織体制を強化できないと、環境社会配慮審査役が交代した際には、折角の意見交換が継承されないということもある。是非、組織体制について検討をお願いしたい。
- もう1点は、サプライチェーン多元化支援事業について、詳しい概要についてはWGにおいて説明を受けていない。経産省、AMEICC、AOTSからの委託調査ということで、私どもが頂いた概要書にはAOTSは含まれていなかった。
- 交付規程を確認したところ、ジェトロが案件募集、選定、実施管理、報告書の確定・確認、補助金の申請、最終的には3年から7年にわたり企業が会計情報を保管していくことのモニタリングをされていることになっている。概要資料にもジェトロが委託を受けているということになっており、本事業はガイドラインの対象になるのではないかと印象を持っていた。
- ガイドライン改訂版にかかる経済産業省との調整結果について、WGで説明がある前に原科委員長には説明があったようである。サプライチェーン多元化支援業では、実施主体であるAMEICCのスタンダードについて内場環境社会配慮審査役より言及があったので、それが何か確認した際にはその場ではお答えはなかった。私は昔、AMEICCと付き合いがあったが、バンコクに事務所がありそんなに多くのスタッフは抱えていない。そのため、AMEICCが環境社会配慮ガイドラインを持っており、ジェトロと同様に、AMEICCのスタッフが報告書を確認することは考えられないように思う。そういう意味では、ジェトロの役割は受託事業と同じではないかとの印象を持っている。異議申し立てがあった際に、本事業は、ジェトロ事業ではなく、AMEICC事業と言えるのか疑問に思う。
- そういう面では、サプライチェーン多元化支援事業はジェトロのガイドラインの対象になるのではないかと。実施主体である役所との関係もあると思うが、率直にそのような印象を持っている。金額も大きく、案件数も100件以上ある。ジェトロとしてガイドラインを適用して、実施主体に環境社会配慮の取組を指導する立場でもある。ジェトロ事業ではないということであれば、ダブルスタンダードにもなる心配もあり、今後検討を進めていければと思う。

(原科委員長)

- 2つご質問、ご意見を頂いた。いずれも大事なことだと思う。2点目のサプライチェーン多元化支援事業に情報が十分ではないとのことであり説明いただいた方が宜しいと思う。募集要項には、ジェ

トロの名称が大きく書いてあるため、ジェットロ事業との印象を受けるのではないかと。

(高梨委員)

・お金の流れが結構大きい。ジェットロが関与していないということは聞いた。

(原科委員長)

・事業の規模が大きいのか。いくらか。

(高梨委員)

・3億、調査案件は5,000万までが上限と聞いている。

(原科委員長)

この前、もっと大きな金額を聞いた。357億程度と聞いた。それはどういうことか。

(木村総務部長)

事業のトータルの金額。

(原科委員長)

トータルの金額ということで理解した。

(原科委員長)

・2点目について最初に説明をお願いしたい。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・WGで説明したため、確認となるが改めて説明させていただく。
- ・事業目的は、日アセアン地域における製品、部材の製造拠点の複線化、またサプライチェーン強靱化に向けた、設備の導入、実証事業、事業実施可能性調査(FS)などを補助金によって支援する事業。
- ・経産省から日ASEAN経済産業協力委員会(AMEICC)に財源が拠出されており、AMEICCが実施主体として実施している事業。AMEICCは日本とアセアン各国の経済官庁で構成されている委員会である。AMEICCから財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)が事務局を受託しており、ジェットロはAOTSから委託を受けている。
- ・委託内容は、ジェットロは事務局機能、手続面のみ請負っている。具体的には、公募、契約などがあり、お金の支払いはAOTSが行い、ジェットロが金額を確定する作業まで行う。案件の審査・採択は「第三者委員会」が行う。本審査委員会にはジェットロは審査委員として入っていない。本委員会は、外部の有識者で構成されており、経済産業省、AMEICC出席のもとで行われており、ジェットロは事務局として委員会を開くアレンジをしている。そのため案件の審査・採択にも関与していない。ジェットロは、本事業については、事務局の機能を担っており実施主体ではない。
- ・実施主体との事務手続きにおいて、「環境社会配慮に関する留意事項」があり、環境社会配慮の留意事項を記載しており、本留意事項の確認を行っている。

・WGと繰り返しになるが、改めて説明をさせて頂いた。

(石原次長)

- ・この事業は、AMEICCがやっている事業をジェトロが受けている。日本企業と広く関係を持っているジェトロが窓口をやった方が、広く企業にアプローチできるということで、経済産業省の方からジェトロが窓口をやるよう要請があったもの。
- ・案件を募集し、応募案件をリスト化して、委員の皆さんにどの案件が多多元化に資するか審査頂く。案件が決まると経費は、先ほど話があったとおりAOTSの方から支払われる。ジェトロから払うということはず、事務局機能だけということになっている。そういう経緯もあり、フレームワークとしては今申し上げたような形である。
- ・そのため、個別の案件の是非には関与してないため、ジェトロとしてはガイドラインの対象にするのは難しいと経済産業省からも言われている。

(高梨委員)

- ・交付規定や事業概要を拝見すると、受託事業は大体、今おっしゃられたような内容は事務局がやることであり、受託事業としては特別な形ではないのではないのではと思う。
- ・受託事業は、案件募集から最終報告書の管理まで対応することは一般的であり、本受託事業が特別で、ジェトロは実施主体ではないということにはならないのではという気がしている。
- ・案件の選定の説明があったが、おそらく、ジェトロの方で出てきた案件を取捨選択して、順位付けして、採択にかける案を作成するなど、通常はそのように進めると思う。我々が経済産業省から受託事業を請負った際には、そういう形で事務局がまず選別をして、それを委員会にかけていた。委員会が、何百件、何十件も個別の案件概要を読むわけにいかないもので、そこで優先順位付けは事務局機能としては当然やることのように思う。
- ・そのため、全くジェトロが関与してないというのは不思議だと思う。要するに、内容についても当然見ており、実施管理面では契約に基づき企業が対応していることを、ジェトロも知ってないといけないと思う。
- ・内場環境社会配慮審査役から守秘義務があるため、本事業の報告書は委員の方にお見せできないためホームページの案内があったが、ホームページには概要だけしか書いてないので、実際、どのような調査内容なのか把握していない。
- ・通常は、実施管理であれば、そのような内容までチェックしないと事務局機能は果たせないと思うため、受託事業に位置付けられるのではないかと感じている。要するに、区別することはできないという気がしている。

(石原次長)

- ・詳細に説明すると、確かにジェトロの方で案件募集して、申請して頂くという形でやっている。内容を見させていただき、必要な書類を申請の時に提出していただくが、提出されているもの、提出されていないもあり、都度確認している。
- ・事務局の方では採点はしていない。委員の先生方には大変であるが、全部書類を送って、長めに時間を取って採点いただいている。採点されたら、今度は経済産業省の方で内容確認し、選定の線引きを行い、経産省から委員の皆さんに趣旨説明いただく。事務局は、内容の部分は、委

員の指名も含め経済産業省でやられており、ジェトロが委員を選定することもやっていない。

- いろんなパターンのお話があったとおり、受託事業には委員の指名も含めてやる受託もあると思うが、本事業では経済産業省の方でコアな部分は決められている。委員の選定も、採択の線引きも経済産業省の方でされている。ただ、最終的には、委員の先生の議論で決まるため、経済産業省の意向で全てが決まっている訳ではない。日々、案件内容を見ており、問題がでてきたところは、経済産業省、あるいはAMEICC事務局に相談して、判断いただいている。そのため、日々の運営をやっている側としては、本事業は受託事業には含まれないと見ている。追加で細かい話ではあるが説明させていただいた。

(原科委員長)

- はい、そうすると、コミットメントはそういうことで、直接関与しているのではないというご説明ですけれど。

(高梨委員)

- AMEICCスタンダードとは何か。

(内場環境社会配慮審査役)

- WGにおける説明の過程で、ジェトロが実施主体ではないため、AMEICCスタンダードが適応されるべきではとの文脈の中で申し上げたことであり、その点については、ジェトロは確認していない。ジェトロは、事務局の立場で事業の手続きを担っており、実施主体に「環境社会医療に関する留意事項」の取り付けを行っている。ジェトロが本事業に関して取り組んでいる環境社会配慮に関する部分である。

(高梨委員)

- それでは、サプライチェーン多元化支援事業については、「環境社会配慮の留意事項」の取り付けだけで、他には何もやってないということになるのか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ジェトロは企業との手続きにおいて「環境社会配慮の留意事項」の取り付けを行っており、実施主体の取り組みについては確認していない。

(原科委員長)

- ガイドライン改定案の説明の中で、企業に対する環境社会配慮の支援がある。AMEICCの取組に対してもジェトロは支援する事が仕事だと思う。やはり確認しないとイケない。それで、もし取組みがされていなかったらジェトロの基準でアドバイスしなければいけないのではないのか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ジェトロが実施主体ではない事業について、ジェトロのガイドラインとの関係でどのような事ができるのか事務局の方で検討したい。

(原科委員長)

- ・公募要項の表紙には、ジェトロの名称が大きく記載されており、ジェトロが実施しているような印象を受ける。これに応募した人はジェトロ事業と認識すると思う。何か問題が起こった際には、ジェトロが何か言われるかもしれない。ちょっと具合悪いと思う。少なくとも表紙には、ジェトロが募集するけど、実施主体はAMEICCであることが分かるようにしておいた方が良い。その上でアドバイスをするのはではないか。これはスタートの議論である。今回は久しぶりだったので、私もいろいろ調べてきた。
- ・第23回、第24回の環境社会配慮諮問委員会があり、WGが第1回から第9回まであり、最初の段階で申し上げるが、環境社会配慮はジェトロ事業全体が対象ということで議論して、本日もそのようにご説明いただいた。その流れでいうと、今みたいなことがある場合には、直接お金出さなくても関与してるため、ジェトロの立場できちんとアドバイスしていただくのがとても大事だと思う。
- ・ジェトロ第6期中期計画においても環境社会配慮を推進することが記載されている。そのため、ジェトロの立場をはっきりした方が良い。どうでしょうか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・いま申し上げたとおり、ジェトロが実施主体ではない事業に対して、ガイドラインとの関係で何ができるのか、実施主体のご意向も踏まえ、事務局の方で検討したい。

(原科委員長)

- ・はい、そしたらあともう一つある。その前に、他の意見も聞いた方が良いのか。そうすると今日で終わらなくなるか？先ほどの説明では、パブリックコメント入る前の議論は本日で終わりということにであったが、本日には終わらなくなるか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・本日示したガイドライン改定案はWGにおいて議論した案のため、本日ご理解いただけることを想定して示したスケジュールである。

(原科委員長)

- ・パブリックコメント前に、もう1回、諮問委員会を開催してはどうか。スケジュールは上手く組めるか。スケジュール的には厳しいのか。村山委員、いかがか？

(村山委員)

- ・委員長の判断だと思う。WGはもう終わっている。

(原科委員長)

- ・今日欠席の委員も3名おられるため、十分に議論が出来ていないと良くない。ではスケジュールについては後回しにする。

(原科委員長)

- ・1点目の実施体制の強化については、いまのような話は実施体制を強化しないと上手くかない。

審議役一人の負担は大変だと思うから、審査室みたいなものを作った方が良いのではないか。

(木村総務部長)

- ・高梨委員から指摘頂いた1点目について、私の方から回答申し上げます。ご指摘に感謝申し上げます。現行のガイドラインが上手くワークしなかったということは、一時的には多分コロナが一番大きかったと思う。その間、ジェトロの事業も色々止まってたっていうこともあったと思う。それから現行のガイドライン第Ⅲ部が案件形成調査をということで、特定の事業に対する考え方が記載されているが、本案件形成事業自体がなくなってしまったというか、廃止されてしまったため、職員が環境社会配慮ガイドラインを念頭におきながら事業実施するということが、もしかしたら少し薄かったということは大変反省をしている。
- ・ご指摘のとおり、職員の中で浸透させていくことはとても大事だと思っている。そのため新しいガイドラインができた暁には、しっかり職員の中で浸透できるよう努めていきたい。
- ・それからもう一点、その実施体制については、しっかりした体制を作って取り組みたいと思っている。内場環境社会配慮審査役から説明したが、次回の諮問委員会までには実務的な要領を、こちらでもしっかり検討させていただく。その上でどのような体制がこれをワークさせていく上で望ましいのか内部でしっかり検討しご紹介をさせて頂くのでご意見頂戴したい。そのような段取りでやらせていただければと思っている。

(原科委員長)

- ・パブリックコメントの前か？

(木村総務部長)

- ・可能であれば、次回の諮問委員会でご紹介をさせていただきたい。

(原科委員長)

- ・では、そういうことでお願いします。他にいかがか。

(田辺委員)

- ・実際に助言委員会が始まった時に、我々が見る文章が別紙3のスクリーニング様式だとすると、本スクリーニング様式は、実はJICAの場合はこれ以外に膨大な文章があり、それを見ることが出来る。ジェトロの場合はこのスクリーニング様式はかなり重要な情報減になってくるとすると、このスクリーニング様式はもう少し具体的に書いてもらわないと審査は結構難しいと思う。
- ・いま逆の視点というか、実際に自分が助言委員になった時に、このスクリーニング様式をどうみるかという視点でいま考えると、具体的な内容をもう少し詰めた方がいいと思う。具体的には、例えば項目2-2で苦情がある場合はその内容をしっかり書いてもらいたい、項目4-1であれば国立公園だったら名前を書くなど。JICAの場合は、EIAのドラフトが出てくるともあり、スコーピング案などの膨大な資料が出てくるため、そのような資料を見て助言するが、このスクリーニング様式が結構肝になるとすると、記載事項は増やした方が良く思っている。

(原科委員長)

・いまの件はどうなるか。

(内場環境社会配慮審査役)

・スクリーニング様式は別紙として添付したので、ページ数が多くならないようにこゝ自由記述欄を広く取ってはいない。そのため見栄えはあまり記述できないように見えるが、項目としてはWGの議論を踏まえ網羅できていると思う。そのため実務手順書の中で、いご指摘があったようなことを補足するようにする。委員の皆様は助言いただく際には、助言に必要な内容が提供できるような形で実務手順書を作成したい。

(原科委員長)

・これは運用の段階で改善していくことでいいか。それとも予めもう少し改善するか。

(田辺委員)

・どちらでもあると思うが、もう少しその実務で使うスクリーニング様式が、これに基づいてきちんと記述されるような常識を作ってくっていただければそれで構わない。

(原科委員長)

・では、本様式に少し補足することで良いのでは。現段階では、これが原則のような補足を書いておくと良いのではないか。

(内場環境社会配慮審査役)

・そのように対応する。

(山田新領域研究センター長)

・私自身、対外的な立場から、ガイドラインをもう一度読む必要があると思っている。国民の一人として、本ガイドラインを読んだ際に、ジェトロ自体が環境社会配慮に傾注している、そして、本ガイドラインを運用することにより、パブリックの支持を得て、ジェトロの信頼を上げることが非常に重要である。そのためにもパブリックコメントにかける訳である。

・そのような観点からみたら、正直言うところには書いてある文言はジェトロ及び諮問委員会の先生には理解できるが、そうではない方には理解できない部分がある。そういう点について、パブリックコメントに出す前にブラッシュアップをする必要があると思う。

・例えば、第Ⅲ部(2)「基本方針」では、企業のビジネスリスク低減が、この環境社会配慮の実施の目的というように読まれてしまう。ここについては、様々なステークホルダーからの視点を考慮すると、企業のビジネスリスクを低減することによって、そのプロジェクトのその効果の最大化を図るところまで記載した方が良い。

・現状のままでは、本ガイドラインの目的が、企業のビジネスリスク低減のためという読み方をしてしまう対外的なステークホルダーの方々がいると思う。ジェトロ、諮問委員の先生方、事業の実施主体の立場に加えて、その国民に対する説明の観点から、もう一度確認する必要がある。

・それから一番のポイントは、第Ⅰ部5.「ガイドラインの遵守と説明責任の確保」について、ここは非常に大事なところになると思うが、このままでは作り込みが足りない印象を持つ。先程の運営体

制と繋がってくると思うが、実際に申し立てが来た際に、どのように対応して責任を取っていくのかももう少し検討が必要になると思う。

- 全体的なことは、諮問委員会から助言委員会に名称を変更するということであるが、案件ごとにより地域や専門、考慮すべき内容も変わってくると思う。そのため、助言委員会の大きなものと、それからもう1つの2段階にしたほうが良い。先生は別の方で構わないと思うので、2段階構えとして小回りの効くようなその仕組みをプロジェクトごとに作っていくのも方法としてあると思う。
- ガイドライン改定案には、「ジェットロ及び／もしくは助言委員会は」という主語が出てくるところが多いが、最終的に責任をとるのはジェットロである。この部分がきちんとその明確になるよう、助言委員会の仕事はあくまで助言であり、それを企業の方に伝えていくのはジェットロの役割だということをもっと全面的に出せるようにしたらより分かり易くなると思う。

(原科委員長)

- 本日、ガイドライン改定案をいただき中身を十分に議論する時間がないため、そういう点ではこのまま進めるのは心配な感じもしないではない。
- それから「助言委員会」ということは、別の意味で気になっている。「助言」というのは、積極的に使えばいいが、逃げの言葉になる場合がある。これは柳委員がご苦労された東京都の審議会で柳委員ははっきり審議するとおっしゃったのに東京都は助言にした。これを見て、助言という言葉が大変気になった。JICAは審査体制がしっかりしているため助言にして意味があった。田辺委員がおっしゃったようにしっかり情報提供して審査しているため組織がしっかりしている。審査部があるためそういう組み合わせでは助言という言葉でも効果があるが、現段階で諮問委員会を助言委員会に切り替えるのは心配になった。そのため、その表現を少し工夫する必要があるかもしれない。

(木村総務部長)

- 色々ご意見頂き御礼申し上げます。委員の先生方から逆にご意見伺えたと思う。
- ジェットロの場合は、いろんな事業をやらせていただいております。環境社会配慮ガイドラインに沿った形で進めていくが、例えばJICAなどと違うのは、基本的に私どもの事業の場合は、企業の意思でビジネスとしてやっていくところを支援している。
- 私は個人的には環境社会配慮という考え方やビジネス振興の考え方が上手くバランスしないといけないと考えている。企業さんからジェットロはどちらかというと環境社会配慮の方に随分重きを置いてしまって、自分たちを応援してくれないんじゃないかとも感じる様であれば、私たちがこうやろうとしていることと方向性が違ってしまうという感じもしている。私たちが事業をやる場合には、どうしてもそのようなことがジレンマとしてある。
- 今頂いた意見を全て反映させてしまうと、どちらかというとビジネス界からは、ジェットロは最近どうなのかみたいな事が言われると、また困ってしまうことも考えられる。その辺、委員の皆様はどう考えるかについて、是非ご意見を伺えればなというふうに考えている。

(原科委員長)

- 時間が17時になったがどうするか。今日答えだすのは難しい。私はその点は分かる。SDGsについては企業の方は言うておられるため、SDGsからみてどうかなど整理しないと、なかなか上手く説

明できない。そういう意味で、私は簡易アセスメントと申し上げたが、SDGsのように簡単な情報でいいから情報公開し、我々はこういうことをやっているということを説明することが大事であると思う。そういうコミュニケーションをしっかりとやることからスタートしてもいいのかなってという感じでもない。

- そのため、全ての事業を対象にカテゴリ分類したら殆どがCになると思う。A及びBの数は少ない。別に無理してA及びBにしなくても良い。Cの事業を諮問委員会でみていただいてCでいいでしょうとなれば問題ない。それでA及びBが出てきた場合には丁寧にやらないといけない。そういうことであれば企業の方も理解していただけるのではないかな。最初はもうちょっとコミュニケーションということで、統合報告書を出すような感覚で、企業支援を通じて社会に貢献しており、また環境社会配慮にも取り組んでいることを分かっていたくことではないかなという感じがする。
- そのためには環境社会配慮審査役が1人では大変であるため組織体制の強化が必要ではないかな。組織をつくとジェトロがしっかりとやっていることを伝えることができると思う。組織なしでやっても、むしろ環境社会配慮審査役の負担が増えるだけである。

(内場環境社会配慮審査役)

- WGにおいても申し上げているとおり、自分が1人でやっているように思われているところがあるが、私のチームは私以外に3人部下がいる。本日も出席しているが、この仕事に関わってくれている。また、上司の木村部長、冒頭ご挨拶した曾根理事は直属のラインである。さらに、横の連携では事業担当の石原海外ビジネスサポートセンター次長とは連携しており、企画部の三根総括審議役、粕谷主幹は予算も含め環境関連事業の取りまとめをしており、私に関わっている人数は非常に多い。この辺は分かりにくいと思っており、村山委員には話をしているが、実務手順書の中でどういうフローで進めていくのか検討することにしており、ここと関連してくると思う。業務フローについて整理し、ご理解いただけるようご説明をさせていただきたい。
- 追加で木村部長の説明に補足であるが、WGでも申し上げたとおり、助言の対象となる事業があるとしたら、他機関と異なりジェトロが100%補助している事業ではなく、元々、企業さんが動かしている案件に対して部分補助するジェトロ独自の事業スキームである。企業との関わりにおいて、ジェトロは助言を通じて支援することであり、企業に配慮しながら進めていく必要があることは、WGでも説明させていただいたとおりである。
- 山田センター長から頂いた表現のブラッシュアップについては、これまで「ビジネスと人権」について多くのインプットいただいているが、その他についても何かあるようであれば内部で打合わせさせていただき。また、委員の皆さまにもご理解頂けるように進めたい。

(柳委員)

- 原科委員長から指摘があった諮問委員会を助言委員会にする点について、言葉を厳密に考えると、「諮問」は本来その組織のトップから諮問委員会に諮問することである。案件ごとに諮問し、それに対して通常であれば答申という形で意見を出すことである。これが「助言」という言葉になると、助言は事業者に助言をするのか、それとも誰から助言を求められているのかという主体が不明確になる。事業者の場合もあるし、ジェトロの場合も考えられると、これだとなかなかこの委員会の存立基盤というのは非常に脆弱になってしまうのではないかな。本来は、諮問委員会があり、その中に助言委員会を数人置いて、上下のやり取りで最終的には諮問委員会がトップに対して何かをもの

を言う形の方がスッキリとしている。言葉としてもスッキリしている。

- そのため、組織体制がしっかりしているということが外部的に見えないと、この組織はどういうふうな体制で、いろんな事業をやろうとしているのか見えにくくなってしまったため、その点はちゃんと考えておかなければいけない。山田センター長からも、その点について指摘があったので考えておく必要がある。

(原科委員長)

- さすが法律の先生であり、私も良く分かった。助言委員会では心配になる。整理してご説明いただきありがとうございます。

(源氏田委員)

- ジェトロの組織体制の整備が非常に多くの委員から指摘されているが、助言委員会になるにあたり、助言委員会の体制を強化する必要があると思う。今後は審査する案件が増えるということもあり、実務手順書で具体的な進め方を決めようと思う。案件ごとにWGを作るとなると、例えばJICAの場合は1件のプロジェクトに対して4人のWGを作って審査する体制をとっており、そういう形を考えるのであれば、もう少し人数を増やした方が良い気がする。JICAの場合は、委員全体で20名以上いるが、ジェトロの諮問委員は10名の委員しかいないため、ここで分科会をつくり、まわしていくのはきついなと思う。実務手順書が出来てからになると思うが、助言委員会の体制についても検討いただければと思う。

(原科委員長)

- 他にご意見とか質問あればどうぞ。もしないようであれば、今日はそろそろ終了したいと思うがいかがか。では、もう1回諮問委員会をやりましょう。2週間ぐらいは早すぎるか。何かあればこの場で言うておいてください。いいですか。もしこの場で今すぐになれば、あとでご連絡頂ければいいと思います。それでは予定時間を若干過ぎましたので今日はここまでにいたします。それであの大変恐縮ですが、もう1回開催していただき、この続きをやりたいと思います。その間にいろんなことをご寄せいただきたいと思う。私もいくつかあったが、時間がないから我慢したので、後でまた話します。それでは今日はここまでにしましょう。

(木村総務部長)

- 原科委員長、本日もどうも有難うございました。委員の皆様もどうも有難うございました。事務局から何か補足はあるか。

(内場環境社会配慮審査役)

- 本日も多くのご意見有難うございました。次回の諮問委員会につきまして、本日の課題を整理して、いつ頃開催するか、委員の皆様のご都合も踏まえて決めさせていただく。別途ご連絡をさせていただきます。

(木村総務部長)

- 時間が少し伸びてしまい大変失礼いたしました。これにて閉会させていただきます。改めて本日はご

参加いただきましたことお礼を申し上げます。オンラインで参加の宮崎委員もどうも有難うございました。次回の委員会につきましても、どうぞよろしく願います。

(原科委員長)

・宮崎委員、何かコメントありますか。

(宮崎委員)

・大丈夫です。有難うございました。

(作本環境社会配慮専門家)

・次回の諮問委員会の開始時間は15時ではなく14時ぐらいが良いのでは。

(原科委員長)

・はい承知した。皆さんどうも有難うございました。

(木村総務部長)

・それでは終了させていただく。大変お疲れ様でした。有難うございました。

以上